

議員定数・議員報酬を議論する上で市民の皆さまに知っていただきたいこと

議員定数について知っていただきたいこと

議員定数は、平成23年8月から施行された地方自治法の一部改正前は、市町村の人口に応じた上限数を超えない範囲において条例で定めることとされており、白石市の人口区分である2万人以上5万人未満の市議会の議員数の上限数は26人と定められておりました。そのため、この上限数を基準として各議会で議員定数を定めてきた歴史があります。

地方自治法の改正により、議員定数の上限数が廃止され、必要な議員の定数を各市議会が自ら定めることとなりましたが、白石市にとって、いかなる定数が妥当であるかについては、本市の面積や人口など、さまざまな地域の実情を考慮するとともに、市民の皆さんの多様な意見を的確に把握し、市政に反映させることができる議員定数である必要があります。

議会に必要な議員数の考え方

議会の監視機能の重要性…地方分権改革により首長（市長）の方針が施策に反映しやすくなっているため、市政を監視するための体制が重要です。

多様性・専門性の確保……多様で専門的な視点から政策の適否を判断したり、政策提言に結びつけるため、政策に対する議論を深めることが必要です。

委員会の審議能力発揮……白石市議会では2つの常任委員会と2つの特別委員会があり、各委員会での審議能力を発揮するためには、一定程度の人数が必要です。

白石市議会の議員定数の推移

- ① 昭和57年9月定例会で定数30人⇒26人（4人削減） ③ 平成18年2月定例会で定数24人⇒21人（3人削減）
② 平成10年9月定例会で定数26人⇒24人（2人削減） ④ 平成23年6月定例会で定数21人⇒18人（3人削減）

白石市議会の議員報酬の推移

- ① 平成8年12月定例会で報酬増額 議員：362,000円に改正
② 平成21年11月臨時会で報酬減額 議員：361,000円に改正

<参考> 県内の市議会（仙台市を除く）および白石市と類似する市議会の状況

▼県内の市議会

▼県外の市議会でも人口が白石市と類似する市議会

自治体名	人口 (人)	面積 (km ²)	議員 定数 (人)	議員報酬 (円)	自治体名	人口 (人)	面積 (km ²)	議員 定数 (人)	議員報酬 (円)
石巻市	140,824	554.55	30	444,000	相馬市	34,274	197.79	18	375,000
大崎市	128,297	796.81	30	428,000	綾部市	32,851	347.10	18	365,000
登米市	77,392	536.12	26	398,000	大野市	32,324	872.43	18	357,000
栗原市	65,811	804.97	26	401,000	潟上市	32,282	97.72	18	360,000
気仙沼市	61,445	332.44	24	364,000	東かがわ市	29,628	152.83	18	400,000
名取市	79,655	98.17	21	395,000	南陽市	30,748	160.52	17	360,000
多賀城市	62,311	19.69	18	394,000	備前市	33,523	258.14	16	355,000
塩竈市	53,474	17.37	18	409,000	浅口市	33,965	66.46	16	400,000
富谷市	52,431	49.18	18	319,000	境港市	33,663	29.11	16	385,200
岩沼市	43,917	60.45	18	363,000	善通寺市	31,495	39.93	16	430,000
東松島市	39,588	101.86	18	348,000	平川市	30,708	346.01	16	360,000
角田市	28,212	147.53	16	353,000	大川市	33,376	33.62	15	360,000
白石市	33,082	286.48	18	361,000	上山市	29,564	241.00	15	360,000

令和2年12月31日現在

議員定数・議員報酬を議論する上で市民の皆さまに知っていただきたいこと

議会の役割

市議会は、市としての意思を決定するところです。

私たちが住んでいるまちを住みよいまちにしていくためには、道路、上下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育といった公的サービスの充実を図っていく必要があります。

そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといったさまざまな課題を解決して行くことが必要です。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には、市民全員が集まって話し合うことは大変困難ですので、市長と市議会議員を選挙で選び、その人たちが市民の皆さんに代わって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとしています。

その話し合いが行われる大切な機関が、議会です。

議会は、市政を進めていく上での重要な事柄、つまり市の意思を決定するところです。例えば、条例の制定や改廃、予算を定めること、決算を認定することなどがあります。

また、議会は、市政を監視・チェックする役割を担っています。さらに、市政に対する課題に対し政策提言および政策立案する役割や、議会への積極的な市民参加を図る機能を併せ持ち、それぞれの機能を向上させることにより、市民の皆さんの負託に応える役割を担っています。

議会のしくみ

地方自治の制度は、首長(市長)と地方議会(市議会議員)という2種類の代表を住民(市民)が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

